

先物・オプション取引に係る清算値段等の決定方法等

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 本資料は、株式会社大阪取引所（以下「OSE」という。）、株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）及び株式会社堂島取引所（以下「ODEX」という。）における先物・オプション取引に係る清算値段、清算数値、清算価格又は帳入値段（当社が清算値段、清算数値、清算価格又は帳入値段として定める値段、数値又は価格をいう。以下「清算値段等」という。）の決定方法を明らかにするものである。 	
II 概要		
1 OSEに上場する先物・オプション取引に係る清算値段等の決定方法		
(1) 国債証券先物取引に係る清算値段等	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物取引の各限月取引に係る清算値段等は、取引日ごとに、次のとおり定めるものとする。 	
a. 長期国債先物取引に係る清算値段	<p>① 中心限月取引、中心限月取引より取引最終日が先に到来する限月取引及び直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引に係る清算値段は、取引日ごとに、次の優先順位のとおり定める。</p> <p>(a) 午後立会終了時における板寄せ方式による約定値段 (b) 当該取引日の立会（夜間取引を除く。）における最終約定値段（ス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日中清算値段及び緊急清算値段算出時においては、各限月取引について、取引日ごとに、次の優先順位のとおり定める。

項目	内 容	備 考
b. 中期国債先物取引 及び超長期国債先物 取引に係る清算値段	<p>トラテジー取引による約定を除く。)</p> <p>(c) 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値にまるめる。ただし、最も近接する呼値が2つ存在する場合は、切り上げる。)</p> <p>② 各限月取引の中心限月取引、中心限月取引より取引最終日が先に到来する限月取引及び直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引以外の限月取引に係る清算値段は、取引日ごとに、次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中心限月取引の清算値段に、当該取引日の立会（夜間取引を除く。）における最終約定スプレッド値段を加減して得た値段（当該最終約定スプレッド値段が存在しない場合には、理論スプレッド値段を加減して得た値段） <p>③ 前①、②にかかわらず、約定値段及び理論価格の状況等を勘案して①又は②の数値を清算値段とすることが適当でないと認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段 <p>① 中心限月取引、中心限月取引より取引最終日が先に到来する限月取引及び直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引に係る清算値段は、取引日ごとに、次の優先順位のとおり定める。</p> <p>(a) 午後立会終了時における板寄せ方式による約定値段</p>	<p>値段算出時においては午後1時) 時点における当該取引日の立会（夜間取引を除く。）における最終約定値段（ストラテジー取引による約定を除く。）</p> <p>(b) 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段</p> <p>(c) 当該限月取引の前取引日における清算値段</p> <ul style="list-style-type: none"> • 約定スプレッド値段とは、OSEがストラテジー取引の種類として定めるカレンダースpread取引において成立した約定値段のことを行う。 <p>各限月取引の取引最終日においては、(1)のa.に定める方法と同様の決定方法とする。</p>

項目	内 容	備 考
	<p>(b) 当該取引日の午後2時50分以降の立会における最終約定値段（ストラテジー取引による約定を除く。）</p> <p>(c) 当該取引日の午後2時58分時点に提示されている最良気配（当該時間帯前後に恒常に気配提示が行われていることや当該スプレッド等を勘案）の仲値を基に当社が算出した価格</p> <p>(d) 当該取引日の午後2時58分前の一定時間帯に提示されている最良売気配もしくは最良買気配（恒常に気配提示が行われていること等を勘案）、当該取引日の立会（夜間取引を除く。）における最終約定値段（ストラテジー取引による約定を除く。）、当該取引日の当社が指定する現物国債価格を基に当社が算出した価格及び理論価格を基に当社が算出した価格</p> <p>② 各限月取引の中心限月取引、中心限月取引より取引最終日が先に到来する限月取引及び直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引以外の限月取引に係る清算値段は、取引日ごとに、次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中心限月取引の清算値段に、当該取引日の立会（夜間取引を除く。）における最終約定スプレッド値段を加減して得た値段（当該最終約定スプレッド値段が存在しない場合には、理論スプレッド値段を加減して得た値段） <p>③ 前①、②にかかわらず、約定値段及び理論価格の状況等を勘案して①又は②の数値を清算値段とすることが適当でないと認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中清算値段及び緊急清算値段算出時においては、(1)のa.の備考欄に定める方法と同様の決定方法とする。

項目	内容	備考
<p>c. ミニ長期国債先物取引に係る清算数値</p> <p>(2) 指数先物取引に係る清算数値</p> <p>a. 日経 225 先物取引、TOPIX 先物取引及びJPX 日経インデックス 400 先物取引に係る清算数値</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日の属する月を同一とする長期国債先物取引の清算値段と同一とする。ただし、長期国債先物取引の清算値段と同一にすることが適当でないと認められる場合には市況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。 指数先物取引の各限月取引に係る清算数値は、取引日ごとに、次のとおり定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 午後 3 時から日中立会取引の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合 <ul style="list-style-type: none"> 立会による当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。） 前①以外の場合及び①の約定数値を清算数値とすることが適當でないと認める場合 <ul style="list-style-type: none"> 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値にまるめる。ただし、最も近接する呼値が 2 つ存在する場合は、切り上げる。）又は当日の日中立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中清算数値及び緊急清算数値算出時においては、(1)の a. の備考欄に定める方法と同様の決定方法とする。 日中清算数値算出時においては、「午後 3 時から日中立会取引の終了時までの間」を「午前 10 時 45 分から午前 11 時までの間」に、緊急清算数値算出時においては、「午後 3 時から日中立会取引の終了時までの間」を「午後 0 時 45 分から午後 1 時までの間」に読み替える。（以下(2)の d. 及び e. において同じ。） 日経 225 先物取引の第三限月以降の各限月取引に係る清算数値については、当面の間、左記①

項目	内 容	備 考
b. 日経 225mini 取引、ミニ TOPIX 先物取引	<p>① 3月、6月、9月及び12月の各限月取引の場合</p> <p>➤ 取引最終日を同一とする Large 取引の各限月取引の清算数値と同一</p>	<p>を採用せず②の方法による数値を清算数値とする（日中清算数値及び緊急清算数値算出時を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記①及び②の算出方法にかわらず、原則として、3月、6月、9月及び12月の各月の最終営業日においては、当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値にまるめる。ただし、最も近接する呼値が2つ存在する場合は、切り上げる。）を清算数値とする（日中清算数値及び緊急清算数値算出時を除く。以下(2)の b. において同じ）。

項目	内 容	備 考
に係る清算数値 c. TOPIX Core30 先物取引、東証銀行業株価指数先物取引、東証 REIT 指数先物取引、RNP 指数先物取引、東証マザーズ指数先物取引及び日経平均トータルリターン・インデックス先物取引に係る清算数値 d. 日経平均ボラティリティー・インデックス先物取引、ダウ・ジョーンズ工業	<p>とする。ただし、Large 取引の清算数値と同一にすることが適當でないと認められる場合には市況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。</p> <p>② 前①以外の限月取引の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (2) の a. と同様の決定方法とする。 <ul style="list-style-type: none"> • 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値にまるめる。ただし、最も近接する呼値が 2 つ存在する場合は、切り上げる。）とする。 <p>① 午後 3 時から日中立会取引の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 立会による当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く）。 	

項目	内 容	備 考
株平均先物取引、台湾加権指数先物取引及びFTSE 中国 50 先物取引に係る清算数値 e. 日経平均・配当指數先物取引に係る清算数値	<p>② ①に定める時間以降に約定数値がない限月取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当取引日における最良売呼値及び最良買呼値の仲値または約定数値 <p>③ 前①、②にかかわらず、当日の立会における約定数値及び呼値の状況等を勘案して①又は②の数値を清算数値とすることが適当でないと認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める数値。 <p>① 午後 3 時から日中立会取引の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 立会による当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く）。 <p>② ①に定める時間以降に約定数値がない限月取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該時間における最良売呼値及び最良買呼値の仲値 <p>③ ①及び②以外の限月取引</p> <p>当該取引日の午後 3 時より前に約定数値がある場合には、当該約定数値のうち最終の約定数値（ストラテジー取引及び夜間取引を除く）とし、当該取引日の立会において約定数値がない場合には、当該限月取引の前取引日における清算数値とする。</p> <p>④ ①から③にかかわらず、当日の立会における約定数値及び呼値の状況等を勘案して①から③の数値を清算数値とすることが適当でない限月取引の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 左記②及び③の算出方法にかかわらず、日中清算数値及び緊急清算数値算出時においては、当取引日における直近の最良売呼値及び最良買呼値の仲値または約定数値とする。ただし、当該仲値が存在しない場合は前日清算数値とする。

項目	内 容	備 考
(3) 商品先物取引に 係る清算値段 a. 現物先物取引に係 る清算値段	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める数値。 ・ 商品先物取引の各限月取引に係る清算値段は、取引日ごとに、次のとおり定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 立会による当該限月取引の最終約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。） ② ①に定める時間に約定値段がない限月取引 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところにより決定する値段とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 取引開始日における限月取引 取引最終日が最も近い限月取引の清算値段とする。 (b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引 直前の取引日の清算値段とする。 ③ 前①、②にかかわらず、①又は②の値段を清算値段とすることが適当でないと認める場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記①の算出方法にかかわらず、取引最終日が到来した限月取引においては、当取引日における取引最終日の日中立会における現物先物取引の加重平均値段（約定値段に約定数量（ストラテジー取引によるものを除く。）を乗じて得た値を総約定数量で除する方法により加重平均して得た値段をいう。）とする。ただし、当該立会において約定値段がない場合には、同一の取引日における最終約定値段とし、当該取引日において約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段とする。 ・ 日中清算数値算出時においては、「日中立会の終了時」を「日

項目	内 容	備 考
b. 限月現金決済先物取引に係る清算値段 c. 限日現金決済先物取引に係る清算値段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引最終日の属する月を同一とする現物先物取引（取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。）の清算値段と同一とする。ただし、対象とする現物先物取引の清算値段と同一にすることが適当でないと認められる場合には市況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。 ・ OSEが定める理論現物価格とする。 	<p>中清算値段算出時の直前」に、緊急清算値段算出時においては、「日中立会の終了時」を「緊急清算値段算出時の直前」に読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中清算値段及び緊急清算値段算出時においては、(3)の b. に定める方法と同様の決定方法とする。 ・ 日中清算値段算出時においては、各取引日の限日現金決済先物取引の約定値段のうち日中清算値段算出時の直前における立会による最終約定値段とする。ただし、当該取引日において約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段（取引開始日における限月取引にあっては、取引最終日が最も近い限月取引の清算値段）と

項目	内 容	備 考
d. 商品指数先物取引に係る清算数値	<p>① 午後3時から日中立会取引の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 立会による当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く）。 <p>② ①に定める時間以降に約定数値がない限月取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当取引日における最良売呼値及び最良買呼値の仲値または約定数値 <p>③ 前①、②にかかわらず、当日の立会における約定数値及び呼値の状況等を勘案して①又は②の数値を清算数値とすることが適当でないと認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める数値。 	する。緊急清算値段算出時においては、「日中清算値段算出時の直前」を「緊急清算値段算出時の直前」に読み替える。
(4) オプション取引に係る清算価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ オプション取引の各銘柄に係る清算価格は、取引日ごとに（有価証券オプション取引の場合にあっては、毎営業日）、次のとおり定めるものとする。 	
a. 日経225オプショ	<p>① 午後3時から日中立会取引の終了時までの間において立会による取</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中清算価格及び緊急清算価格

項目	内 容	備 考
シン取引に係る清算価格	<p>引が成立（ストラテジー取引に係る約定を除く。）した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 立会による当該銘柄の最終約定価格（ストラテジー取引による約定価格を除く。） <p>② 前①以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これを最も近接する呼値の単位に切り上げる。） <ul style="list-style-type: none"> • ①及び②にかかわらず、当社が必要と認める場合には、当該清算価格を当社が適当と認める価格に変更することができるものとする。 	<p>算出時においては、当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した価格を清算価格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 左記②における理論価格算出式については、「直前の取引対象指標」を「当社が適当と認める数値」とする。 • 左記①及び②の算出方法にかかわらず、3月、6月、9月及び12月の各月の最終営業日においては、当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値に切り上げる。）を清算価格とする。

項目	内 容	備 考
b. 有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、TOPIX オプション取引、JPX 日経インデックス 400 オプション取引、東証銀行業株価指数オプション取引及び東証 REIT 指数オプション取引に係る清算価格	<ul style="list-style-type: none"> 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値(呼値の単位未満の端数が生じたときは、これを最も近接する呼値の単位に切り上げる。)とする。 	
c. 金先物オプション取引に係る清算価格	<p>① 日中立会の終了時における約定値段がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該約定値段 <p>② 前①以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値(呼値の単位未満の端数が生じたときは、これを最も近接する呼値の単位に切り上げる。) <ul style="list-style-type: none"> ①及び②にかかわらず、当社が必要と認める場合には、当該清算価格を当社が適当と認める価格に変更することができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中清算価格及び緊急清算価格算出時においては、当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した価格を清算価格とする。

項目	内 容	備 考
<p>2 TOCOMに上場する先物取引に係る帳入値段の決定方法</p> <p>(1) 商品先物取引に係る帳入値段</p> <p>a. 現物先物取引に係る帳入値段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物取引の各限月取引に係る帳入値段は、計算区域ごとに、次のとおり定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 立会による当該限月取引の最終約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。） ② ①に定める時間に約定値段がない限月取引 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところにより決定する値段とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 取引開始日における限月取引 納会日が最も近い限月取引の帳入値段とする。 (b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引 直前計算区域の帳入値段とする。 ③ 前①、②にかかわらず、①又は②の値段を帳入値段とすることが適当でないと認める場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記①の算出方法にかかわらず、納会日が到来した限月取引においては、納会日の日中立会における現物先物取引の加重平均値段（約定値段に約定数量（ストラテジー取引によるものを除く。）を乗じて得た値を総約定数量で除する方法により加重平均して得た値段をいう。）とする。ただし、当該立会において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段とする。 ・ 日中帳入値段算出時において

項目	内 容	備 考
b. 限月現金決済先物取引に係る帳入値段	<p>① 夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 立会による当該限月取引の最終約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。） <p>② ①に定める時間に約定値段がない限月取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところにより決定する値段とする。 <p>(a) 取引開始日における限月取引 取引最終日が最も近い限月取引の帳入値段とする。</p> <p>(b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引 直前計算区域の帳入値段とする。</p> <p>③ 前①、②にかかわらず、①又は②の値段を帳入値段とすることが適当でないと認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市況等を勘案して当社がその都度定める値段とする。 	<p>は、「日中立会の終了時」を「日中帳入段算出時の直前」に、緊急帳入値段算出時においては、「日中立会の終了時」を「緊急帳入値段算出時の直前」に読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日中帳入値段算出時においては、「日中立会の終了時」を「日中帳入段算出時の直前」に、緊急帳入値段算出時においては、「日中立会の終了時」を「緊急帳入値段算出時の直前」に読み替える。

3 ODEXに上場する

項目	内 容	備 考
先物取引に係る帳入値段の決定方法 (1) 商品先物取引に係る帳入値段 a. 現物先物取引に係る帳入値段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物取引の各限月取引に係る帳入値段は、計算区域ごとに、次のとおり定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 午後1時から午後3時までの間において個別競争取引による取引が成立した場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 午後1時から午後3時までの間における加重平均値段（個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段）とする。 ② ①に定める時間に約定値段がない限月取引 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 同一の計算区域における最終約定値段とする。 ③ 同一の計算区域に約定値段がない限月取引 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところにより決定する値段とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 直前区域に帳入値段が存在しない限月取引 直近月に係る帳入値段とする。 (b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引 直前計算区域の帳入値段とする。 ④ 前①、②、③にかかわらず、①、②又は③の値段を帳入値段とすることが適当でないと認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納会日における当月限にあっては、午前9時から午後3時までの間

項目	内 容	備 考
b. 限日現金決済先物取引に係る帳入値段	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市況等を勘案して当社がその都度定める値段とする • ODEXが定める理論現物価格とする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 日中帳入値段算出時においては、各取引日の限日現金決済先物取引の約定値段のうち日中帳入値段算出時の直前における立会による最終約定値段とする。ただし、当該取引日において約定値段がない場合には、直前の取引日の帳入値段とする。緊急帳入値段算出時においては、「日中帳入値段算出時の直前」を「緊急帳入値段算出時の直前」に読み替える。
4 先物・オプションにおける理論価格算出式 (1) 国債証券先物取引における理論価格算出式	<ul style="list-style-type: none"> • 国債証券先物取引のすべての受渡適格銘柄に係る理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 理論価格 = (現物価格 - 持越費用) / 交換比率 ➤ 持越費用 = [表面利率 - $\frac{\text{短期金利} \times (\text{現物価格} + \text{経過利息})}{365}$] $\times t_1 / 100$ 	<ul style="list-style-type: none"> • 当該限月の受渡適格銘柄から算出した各数値の中で、最も低い数値を当該限月の理論価格として採用する。

項目	内容	備考
(2) 指数先物取引における理論価格算出式	<p>➤ 経過利子=額面(100円) × クーポン(%) / 100 × $t_1 / 365$</p> <p>上式における各用語の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>t_1 : 現物受渡日から、先物取引の受渡決済期日までの日数(片端入れ)</p> <p>t_2 : 前回利払日から、現物受渡日までの日数(片端入れ)</p> <p>短期金利: 理論価格算出日の前営業日に日本銀行が公表した期間3ヶ月の東京レポ・レート</p> <p>現物価格: 理論価格の算出日に日本証券業協会が発表する、受渡適格銘柄の公社債店頭売買参考統計値の平均値</p> <p>(端数処理) : 先物理論価格については、小数点以下第3位を四捨五入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物取引の理論スプレッド値段は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。 <p>➤ 理論スプレッド値段 = 期近限月取引に係る先物理論価格 - 期先限月取引に係る先物理論価格</p> 指数先物取引の各限月取引の理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。 <p>➤ 理論価格 = $S e^{(r - \delta)T}$</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 理論スプレッド値段は毎取引日算出し、翌取引日の清算値段算出時に採用する。

項目	内容	備考
(3) 有価証券オプション取引における理論価格算出式	<p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>S : 対象指数に関連する値の中から当社が指定する値 e : 自然対数の底 r : 金利 δ : 取引対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定する予想配当利回り又は予想分配利回り T : 翌日から当該限月取引の取引最終日の翌営業日までの日数 / 3 6 5</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有価証券オプション取引の各銘柄の理論価格は、次に掲げる理論価格格式により算出した数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 有価証券プットオプションの理論価格 $= -S' N(-d_1) + K e^{-rT} N(-d_2)$ ➢ 有価証券コールオプションの理論価格 $= S' N(d_1) - K e^{-rT} N(d_2)$ <p>ただし、 $S' = S - \sum_{i=1}^n D_i e^{-r t_i}$</p> $d_1 = \{\ln(S'/K) + (r + \sigma^2/2) T\} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ <p>とする。</p> <p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p>	

項目	内 容	備 考
	<p>S : OSEが指定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場におけるオプション対象証券の直前の約定値段（清算価格算出時は、当該取引所金融商品市場におけるオプション対象証券の当日の最終約定値段）</p> <p>e : 自然対数の底</p> <p>D_i : オプション対象証券の<i>i</i>期の予想配当金又は予想分配金</p> <p>T : 翌日から権利行使日までの日数/365</p> <p>t_i : 翌日からD_iの配当落日までの日数/365</p> <p>r : 金利</p> <p>$N(\cdot)$: 標準正規分布の累積分布関数</p> <p>K : 権利行使価格</p> <p>ln : 自然対数</p> <p>σ : ボラティリティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予想配当金は、オプション対象証券の発行者が開示する決算短信等に基づくものとする。 ボラティリティは、原則として、直前の立会における最良売呼値及び最良買呼値の仲値又は約定値段を用いて、理論価格算出式から逆算して得た数値（当該銘柄のインプライド・ボラティリティ）とする。以下(4)から(6)までにおいて同じ。

項目	内 容	備 考
(4) 国債証券先物オプション取引における理論価格算出式	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物オプション取引の各銘柄の理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物プットオプションの理論価格 $= e^{-rT} [KN(-d_2) - FN(-d_1)]$ 国債証券先物コールオプションの理論価格 $= e^{-rT} [FN(d_1) - KN(d_2)]$ <p>ただし、 $d_1 = \{ \ln(F/K) + (\sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$</p> <p>とする。</p> <p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>e : 自然対数の底 r : 金利 T : 翌日から権利行使期間満了の日までの日数／365 K : 権利行使価格 N(・) : 標準正規分布の累積分布関数 F : 当該取引日の権利行使対象先物限月取引の清算値段 ln : 自然対数 σ : ボラティリティ</p>	
(5) 指数オプション取引における理論価格	<ul style="list-style-type: none"> 指数オプション取引の各銘柄の理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。 	

項目	内 容	備 考
算出式	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指数プットオプションの理論価格 $= -S e^{-\delta T} N(-d_1) + K e^{-r T} N(-d_2)$ ➤ 指数コールオプションの理論価格 $= S e^{-\delta T} N(d_1) - K e^{-r T} N(d_2)$ <p>ただし、 $d_1 = \{ \ln(S/K) + (r - \delta + \sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$</p> <p>とする。</p> <p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>S : 取引対象指数に関する値の中から当社が指定する値 e : 自然対数の底 δ : 取引対象指数に関する予想配当利回り又は予想分配利回りの 中から当社が指定する予想配当利回り又は予想分配利回り T : 翌日から権利行使日までの日数/365 r : 金利 N(・) : 標準正規分布の累積分布関数 K : 権利行使価格 ln : 自然対数 σ : ボラティリティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 予想配当利回り及び予想分配利回りは、(2)のものと同様。
(6) 金先物オプション取引における理論価格算出式	<ul style="list-style-type: none"> • 金先物オプション取引の各銘柄の理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 金先物プットオプションの理論価格 	

項目	内 容	備 考
	$= e^{-rT} [KN(-d_2) - FN(-d_1)]$ <p>➤ 金先物コールオプションの理論価格</p> $= e^{-rT} [FN(d_1) - KN(d_2)]$ <p>ただし、$d_1 = \{\ln(F/K) + (\sigma^2/2) T\} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$</p> <p>とする。</p> <p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> e : 自然対数の底 r : 金利 T : 翌日から権利行使日までの日数／365 K : 権利行使価格 $N(\cdot)$: 標準正規分布の累積分布関数 F : 当該取引日の権利行使対象先物限月取引の清算値段 ln : 自然対数 σ : ボラティリティ <p>.</p>	以 上